

# 農地転用書類一覧

## (申請地の状況により提出が必要な書類)

※内容に応じて下記以外の書類の提出が必要な場合があります。

	申請地等の状況	添付書類	部数各1部		取得先等	備考
			正	副		
1	農地区分が第1種農地、第2種農地、または農用地区域内農地の一時転用の場合	代替地検討表	原本	写し	申請者等作成	●任意様式 ●検討した土地の地番、地目、面積及び断念理由を記載 ●農地区分については事前に農業委員会にご相談ください。この際、第3種農地と判断された場合、提出不要。
2	所有権以外の権原に基づく申請の場合、所有者の同意を証する書面	所有者の同意書	原本	写し	申請者等作成	●任意様式 ※所有者の署名・捺印が必要
3	地上権、永小作権、質権又は賃借権等に基づく耕作者がいる場合、耕作者の同意を証する書面	権利者の同意書	原本	写し	申請者等作成	●任意様式 ※権利者の署名・捺印が必要
4	申請地に仮登記、(根)抵当権、地役権が設定されている場合	権利者の同意書等転用事業に支障がないことが確認できる書類	原本	写し	申請者等作成	●任意様式 ※権利者の署名・捺印が必要
5	申請地が共有地の場合	①他の共有者の同意書 ②他の共有者の印鑑登録証明書	原本 原本	写し 写し	①→申請者等作成 ②→住所地市町村	●①→任意様式 ※共有者全員の署名・捺印が必要
6	土地区画整理事業施行区の土地の場合	①仮換地通知 ②換地後の図面	写し 写し	写し 写し	事業主体	
7	土地改良区受益地の場合	土地改良区の意見書等	原本	写し	土地改良区事務所	●土地改良区域内農地で、土地改良区が存続している場合
8	転用事業で、既存側溝や河川に雨水・廃水を排出する場合	許可が必要な場合は、側溝の管理者、河川管理者内水面漁業組合等の同意書等	写し	写し	各関係事務所	●許可が不要の場合は、側溝の管理者、河川管理者等と協議した旨を、申請書に記載すること。
9	転用事業で、農業用水路等に廃水を排出する場合	水利組合その他関係者の同意書等	写し	写し	各関係事務所	
10	転用事業で、取水を要する場合	①水利組合、内水面漁業組合その他関係者の同意書等 ②取水により農業等に著しい影響を及ぼさないことの説明資料	写し	写し	各関係事務所	
11	他法令許可等を要する場合	許認可等を了している時は、許認可証の写し 申請中の場合は申請書の写し	写し	写し	許認可権者等	●関係機関の受付印のある申請書または申請受理書を添付。
12	農地以外の土地を利用する場合	当該地の所有者が、申請者の場合 ①登記事項証明書 (全部事項証明書) 当該地の所有者が、申請者以外の場合 ②同意書(売買契約書等の写しも可)	写し 原本	写し 原本	①→法務局 ②→申請者作成	●①→概ね発行3ヶ月以内の原本 (登記情報提供サービスによる照会番号付き登記情報可)
13	登記簿の地積が著しく現状と異なる場合	①実測図 ②現況を補足説明する図書(航空写真等)	原本	写し	申請者作成	●②航空写真は、現状と合致していればインターネット地図サービス等の活用可。
14	筆の一部を転用する場合	転用箇所の位置・面積を特定できる実測図	原本	写し	申請者作成	